

お宝買取団高松店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

香川県知事 浜田 恵造

【お宝買取団高松店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号																								
大規模小売店舗の名称及び所在地	お宝買取団高松店 香川県高松市上福岡町2021-1外																								
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗の名称 (変更前) コジマNEW高松店 (変更後) お宝買取団高松店</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>代表者</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社コジマ</td><td>代表取締役 寺崎 悦男</td><td>栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号</td></tr></tbody></table> <p>(変更後)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>代表者</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社コジマ</td><td>代表取締役 木村 一義</td><td>栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号</td></tr></tbody></table> <p>※代表者のみの変更</p> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>代表者</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社コジマ</td><td>代表取締役 木村 一義</td><td>栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号</td></tr></tbody></table> <p>(変更後)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>代表者</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ショウセイ</td><td>代表取締役 重川 昌生</td><td>福岡県筑後市大字久富609番地24</td></tr></tbody></table>	名称	代表者	住所	株式会社コジマ	代表取締役 寺崎 悦男	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	名称	代表者	住所	株式会社コジマ	代表取締役 木村 一義	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	名称	代表者	住所	株式会社コジマ	代表取締役 木村 一義	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	名称	代表者	住所	株式会社ショウセイ	代表取締役 重川 昌生	福岡県筑後市大字久富609番地24
名称	代表者	住所																							
株式会社コジマ	代表取締役 寺崎 悦男	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号																							
名称	代表者	住所																							
株式会社コジマ	代表取締役 木村 一義	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号																							
名称	代表者	住所																							
株式会社コジマ	代表取締役 木村 一義	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号																							
名称	代表者	住所																							
株式会社ショウセイ	代表取締役 重川 昌生	福岡県筑後市大字久富609番地24																							
変更年月日	1及び3の変更 平成27年4月1日 2の変更 平成25年9月1日																								
変更理由	1及び3の変更 新たな業態の店舗として改装を行い、小売業者を変更したため。 2の変更 代表者の変更が生じたため。																								

2 届出年月日

平成27年7月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成27年8月7日から平成27年12月7日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年12

お宝買取団高松店

月 7 日まで) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課において当該公告の日から 1 月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1 番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ